



# 長崎県公報

## 目 次

- ◎ 教育委員会規則 所管課(室)名  
学 芸 文 化 課
- 長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

### 教育委員会規則

長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

#### 長崎県教育委員会規則第7号

長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成16年長崎県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前						
<p>(市町村が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>1 特例条例第2条の表1の項に規定する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）の施行に係る事務のうち、人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>1～4 略</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>2 特例条例第2条の表2の項に規定する長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）の施行に係る事務のうち別に教育委員会規則で定めるもの</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（1のアからキまでに掲げるものについては、<u>県指定史跡名勝天然記念物の指定に係わる地域内であって、その地域が2以上の市町村の区域に及ばないものに限る。2及び3において同じ。</u>）</p> <p>1 条例第38条第1項の規定による</p> </td> </tr> </table>	<p>1 特例条例第2条の表1の項に規定する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）の施行に係る事務のうち、人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>1～4 略</p>	<p>2 特例条例第2条の表2の項に規定する長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）の施行に係る事務のうち別に教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（1のアからキまでに掲げるものについては、<u>県指定史跡名勝天然記念物の指定に係わる地域内であって、その地域が2以上の市町村の区域に及ばないものに限る。2及び3において同じ。</u>）</p> <p>1 条例第38条第1項の規定による</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>特例条例第2条の表1の項に規定する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）の施行に係る事務のうち、人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>1～4 略</p> </td> </tr> </table>	<p>特例条例第2条の表1の項に規定する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）の施行に係る事務のうち、人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>1～4 略</p>
<p>1 特例条例第2条の表1の項に規定する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）の施行に係る事務のうち、人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>1～4 略</p>						
<p>2 特例条例第2条の表2の項に規定する長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）の施行に係る事務のうち別に教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（1のアからキまでに掲げるものについては、<u>県指定史跡名勝天然記念物の指定に係わる地域内であって、その地域が2以上の市町村の区域に及ばないものに限る。2及び3において同じ。</u>）</p> <p>1 条例第38条第1項の規定による</p>						
<p>特例条例第2条の表1の項に規定する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）の施行に係る事務のうち、人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>1～4 略</p>						

現状変更又は保存に影響を及ぼす行為のうち次に掲げる事項の許可に関すること

ア 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。イにおいて同じ。）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

イ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である県指定史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ウ 工作物（建築物を除く。以下このウにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

エ 条例第36条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

オ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

カ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

キ 木竹の伐採（県指名勝又は県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ク 県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

ケ 県指定天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

コ 県指定天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

サ 県指定天然記念物に指定された鳥類の巢で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

	<p><u>シ アからサまでに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</u></p> <p>2 <u>条例第38条第2項において準用する条例第15条第2項の規定による指示（前号アからシまでに掲げる事項に係るものに限る。）</u></p> <p>3 <u>条例第38条第2項において準用する条例第15条第3項の規定による停止命令又は許可の取消し（第1号アからシまでに掲げる事項に係るものに限る。）</u></p>	
--	---	--

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一  
直通(八九五)二二四

印刷所  
印刷人  
長崎市弥生町八番三十号

株式会社  
岩永泰明  
岩永印刷所